

令和5年度 南大隅町議会定例会 12月会議 会議録 (第2号)

招集年月日 令和 5年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 5年12月13日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：(3番)日高 孝壽 議員 (5番)浪瀬 敦郎 議員

職務の為の出席者：(議会事務局長)黒木 秀 君 (書記)平瀬戸 ゆかり君
(書記)木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 下 四 郎 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総務課係長	原 琢 磨 君
		総務課係長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 5年12月13日 午後12時07分

議 事 日 程

日程第 1 一 般 質 問

< 休憩 全員協議会 >

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 承認第 3 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 0 号) の専決処分の承認について
- 日程第 3 議案第 2 3 号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- 日程第 4 議案第 2 4 号 南大隅町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 5 議案第 2 5 号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 6 議案第 2 6 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程、説明)

- 日程第 7 議案第 2 7 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について
- 日程第 8 議案第 2 8 号 令和 5 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 9 議案第 2 9 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

▼開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼日程第1 一般質問

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

まず、浪瀬敦郎議員の発言を許します。

[5 番 浪瀬 敦郎 議員 登壇]

5 番（浪瀬敦郎議員）

皆さん、おはようございます。昨日は、皆さん一般質問から始まり、1日掛かりましたがご苦労さまでした。

さて、年の瀬も間近に迫ってまいりました。町長を初めとする行政の皆さま、また議員の皆さま方、町の発展と町民の豊かな暮らしを願いつつ、数々の熱い議論を交わしたこの1年でありました。来年も今年以上に町民全てが素晴らしい年であったと実感できるように、建設的な意見を発してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告内容の説明に入ります。1問目、農業畜産について。1、未だに続いている色々な飼料の高値、また子牛セリ価格の下落について、更なる助成の考えはないか伺います。2問目、台風6号の災害について。1、国の助成策に対しての動きについて伺う。以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

浪瀬敦郎議員の第1問、農業畜産についての第①項、未だに続いている色々な飼料の高値、また子牛セリ価格の下落について、さらなる助成の考えはないか伺うとのご質問でございます。子牛セリ価格の現在の市況について申し上げます。11月のセリ市につきましては、総平均46万7千円と、前回より4万3千円高と数ヶ月ぶりに好転いたしました。しかし、前年の同時期の価格は57万1千円であり比較いたしますと10万4千円安で、今後の不透明さ厳しさに変わりはありません。そのため、今年の子牛価格の下落から国の肉用子牛生産者補給金、及び臨時経営支援事業が発動されて、子牛価格に対して補填金が交付されています。一方、配合飼料価格についても、現況では値下がり傾向にあるようですが、依然として高値高水準で推移している現状で、牛・豚・鶏全畜種の畜産農家の方々は大変厳しい経営状況下にあると思われまます。畜産業は、本町第一次産業の総生産額の3分の2を占める主産業であります。現況の大変厳しい現状を鑑みの中で、本町畜産業の存続につながる支援策を、早急に検討していくべきと考えております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

11月30日付けで町畜産振興会よりの要望書が出されております。この内容でいつ決定が出るか分かりませんが、声をお聞きしますと、飼料だけに対して牛に餌をやるのを少なめにすると。そうした場合には、子牛に関してはセリに出した時の成果がどうなのか。逆に、子牛にいっぱい食べさせて親牛を控えると。どっちにとってもマイナスの点があるというお話を聞いております。そこで、度々町にお願いするのも気が引けるといふ声もあります。

しかし、これだけの不況の中で親子継続でやる場合にも、子どもがおらんければ辞めたいという声も出ております。だから、この一大事業の町にとっては大変な税収のもとになるはずで、これをどうしても持続可能にするためにこの要望書の内容は2万円程度とか出ていますが、全体にするのか出品牛にするのか、そこらをちょっと教えてください。

町長（石畑博町長）

畜産農家に限らず、一般の農家の方々も非常に肥料・飼料そういった部分であえいでいらっしやいます。今申し上げましたとおり、主産業は、本町畜産が一番影響力も大きいという考えでございます。そういった中で、畜産振興会の役員会等がございまして、そののち役員の方々が見えて色々ご要望等もされまして、国の給付金等もある中でありますけれども、町としても何とか出来ないかということのそういった要望を色々賜ったところです。

今現段階で、要望書に基づいた中身はまだ予算にもなっておりませんので、予算を反映する段階できっちり議論をした中で精査しつつ、今、国からの臨時地方創生交付金、ウクライナ等の影響による物価高騰対策等、そしてまた、国の令和4年度の決算に基づく交付税の増の関係から、その再計算のもとに、そういった部分の国からの支援等も来ておりますので、そこを含めた形で予算化をする段階で内部検討を進めて、畜産振興会の皆さん方のご理解のいただけるような支援の方法ができればというふうに考えております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

前回令和4年度ですか、何か支給がありましたよね。その時の1頭当たりの額、総額の支出が町からいくらあったのか分かる範囲で教えてください。

町長（石畑博町長）

前回の部分の詳細については、可能な範囲ということでございますので、経済課長のほうに答弁させます。

経済課長（新保哲郎課長）

令和4年度に新型コロナウイルス対策費の中で、畜産経営配合飼料燃油価格高騰対策事業として、牛・豚・鶏全畜種の対象農家に2千4百とび6万9千3百50円を交付しております。前回の分につきましては、牛1頭当たり5千円ということで計算をしております。あとまた豚・鶏に対しても一定の単価で交付をしているところでございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

それを割った場合に、今度要望書に2万円という数字が出されておりますね。これを上回るのか下回るのかどのようなお考えでしょうか。

町長（石畑博町長）

今のご質問の中でですけど、それは2万円が前回ののに対しての話なのか、それとも新たに今回今要望書が来ているのに対応する段階での話なのか、どちらのほうですか。「（要望書）との浪瀬敦郎議員の声あり。」
まだ試算はしておりませんので、そこはご了承いただきたいと思います。

5 番（浪瀬敦郎議員）

前回の時点の飼料高、それから子牛の額、前回より飼料は今下がってるんですか。子牛は少し持ちなおしたけど、前々回からすると10万円ぐらい平均が安いということですが、それに比例して交付すべきじゃないかなと思うんですね。その数字を出して。どうでしょう。

町長（石畑博町長）

まだ、そういった段階ではありませんので、具体的な歳出方法については、いずれにしても、畜産農家皆さん公平な形で皆さんが納得していただける形での交付はしていくべきと思いますので、一旦事務方で試算をした中で、畜産振興会ともまた協議した上で進めていきたいというふうに思います。

5 番（浪瀬敦郎議員）

できるだけ困った方を助けるという意味で、絶大なる支援になるようによろしくお願いします。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、浪瀬敦郎議員の第2問、台風6号の災害についての第①項、国の助成策に対しての動きについて伺うとのご質問でございます。

災害に対する国の支援策は通常災害復旧事業の他、特別の補助を行うことが必要と認められる災害が発生した場合に、国の制度に基づき激甚災害として指定し、災害復旧事業等に係る国庫補助金の補助率をかき上げる特別措置等を実施する支援策がございます。

台風6号については、現在までのところ激甚災害の指定はされておりませんが、県などの関係機関と連携し指定がなされるよう国に対して要望を続けておるところでございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

今、県・国に対しての要望は出されているということですが、これはいつ決定するか。そして、決定した場合に、作業に掛かった場合、どれぐらいの年月が掛かるのか、大体想定できますか。

町長（石畑博町長）

国の補助率は、増高申請というのをそれぞれ全部いたしますけれども、通常の災害の補助率がございます。これが3分の2とか、7割とか、全て一般の土木・林道・農地、そしてまた、農業施設等全部違うわけですけど。

台風6号の中では全国的には大きかったんですけど、本県については、南大隅町・錦江町、そして肝付町、そして曾於市と非常に少なかったことから、まだ現在まで補助率増高に係る指定が成されておられません。

そういった意味で、先般、県とも協議中でございますけれども、これが協議で出来るものでもないものですから、要は、国がそういった補助の嵩上げが町の予算にどういった影響があるのかとか、そういった地域的に特別な区域のみの被害であった時には激特と、激甚の特区みたいなそういった指定もある中でございます。

今、森山先生のほうにも要望書等を出して、とにかく国の機関等へのそういった激甚特区等の働きかけもお願いしたいという部分を、色んな現状の写真、そしてまた、要望の中身を本町の事情を十分書いていって、今現在、査定額としては7億を超えることとなりますので、そうなった場合は町の予算の1割ほどとなりますので、これ本当に異常な被災ということでありますので、時期的には良い方向に行けるような形のことをお願いしているところであります。

それから、災害の完了のいつまでにかという部分については、建設課長に答弁させます。

建設課長（中村喜寿課長）

完了の目途等についてですが、台風の災害の今回の概要につきましては、公共土木19工区、農業用施設20工区、農地12工区、林道30工区、合計81工区となっております。その多くは、令和6年度以降への繰越事業というふうになる見込みでございますが、中でも、伊座敷浮津線などにつきましては、災害の規模も大きくて、6年度中に完了をできることなら目指したいというふうに今そのスケジュールで動いているところでございます。

5番（浪瀬敦郎議員）

私が一番懸念をするのは、野尻・高田地区の住民の方々、この方々が、もちろん出かけて目的地に行くのに通常より15分ぐらい長く掛かると。そしてまた、油代が燃料代が倍になってしまうと、使用料が。こういう声も聞くんですね。だから、そこらの1年も2年も掛かる多分だろうと個人的には思うんですが、それに対するその地区住民の方、他の地区は迂回路が近くにあるんです。横別府にしてもどこでも。あの地域だけが極端に迂回路が遠いと。そこらを行政側が考えていただいて何か対策は講じること出来ないでしょうか。

町長（石畑博町長）

その対策というのは、どういった意味の対策の件ですか。（「単純に言うと燃料費ですね。車の経費の燃料費、しかないと思うんですよ。」との浪瀬敦郎議員より声あり。）

町長（石畑博町長）

おっしゃる気持ちと、そしてまた、地区住民からの色んなご意見・ご要望等もあ

ったと思うんですけど、今現在では横別府地区も迂回路等も非常にあって、それぞれの地域でそういった事象が発生をしているなかでございます。

ただ、これまでも10数年前にも1年近く通れないというのはありました確かに。それは、そういった中でも、大変この地域に居住された方にはご迷惑もおかけするんですけれども、それをあえてそういった部分での支援ということはしておりませんので、町としては可能な限り現地を早く復旧し、仮の通行等できる形をすることが今現段階では最良の方策でありますので、燃料代等々については色々また色んな部分でもございますので、現在のところ、その地区の方々に燃料代等々に掛かる支援としては今のところ考えてないところです。

5番（浪瀬敦郎議員）

参考のためにお聞きしますが、職員・議員、そしてまた議員が鹿屋に出張で行く、会議に出る、これ距離に対して燃料代みたいな日当が出るんですよね。これは職員の皆さんが通常30分で来るのが1時間かかる。もちろん距離がオーバーします。これは距離加算が出るんですか。参考のために。通勤手当。加算されるのか。

町長（石畑博町長）

今のところ、そういった制度はありません。

5番（浪瀬敦郎議員）

しかし、職員の方々が災害の現場で、迂回路で30分も、キロにして15キロもオーバーと、当然考えてあげんといかんのじゃないですか。そういう規則を作らないと。

町長（石畑博町長）

通常職員は公用車ですので、そういった対応等は公用車でいきますので通常、災害の時には特にですね。ですから、そこに加算した経緯は、（「通勤ですよ。」との浪瀬敦郎議員より声あり。）

いや、通勤もないよな。その制度はありません。

5番（浪瀬敦郎議員）

例えて言ったんですが、それはあるべきですよ。1年も2年もですよ。是非そういう考えを持ってください。職員に対しても。時間は超過、もちろんキロ数で超過、燃料が要る、考えて今後やるべきだと思いますがね。これは例えてこうなったんですが、申し訳ないです。

町長（石畑博町長）

おっしゃる意味は分かるんですけど、これは多分恐らく通勤手当としての規則の中ですので、これまでそういった事例としては私も記憶にありませんので、必要かどうかも含めてご提言いただいたということで協議は、検討はしてみたいと思います。

5番（浪瀬敦郎議員）

野尻野・高田地区の災害カ所を貰ったんですが6カ所ありますね。

これを高田路線を早急に改修して、横別府の田代線に出ると、あれだけでも早急

に出来ないもんですかね。

町長（石畑博町長）

現場の状況は建設課長が把握しておりますので、建設課長に答弁をさせます。

建設課長（中村喜寿課長）

野尻野・高田の方々の交通の利便性というものを考えまして、今回専決処分で後ほど説明いたしますけれども、工事費のほうの計上をさせていただきました。

今、県のほうに設計審査をかけておりますので、早めにこの路線については発注をかけていきたいというふうに考えております。

5番（浪瀬敦郎議員）

今の課長の答弁を聞いてちょっと安心はしましたが、全ての路線が早急になるように町長努力してください。

以上で質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

次に、森田重義議員の発言を許します。

[2番 森田 重義 町長 登壇]

2番（森田重義議員）

12月議会一般質問、最終の質問をさせていただきます森田重義です。

昨日より議員の皆さまの多岐にわたって一般質問討議いただいておりますが、本町における課題等申します、今現在の資材の高騰、物価の高騰、担い手不足、これが共通の問題点ではなかろうかと思っております。

私が本日質問させていただきます本町の課題である人口減少と高齢化率の高水準、担い手後継者不足の問題を今現在も抱えている中、先に言いました景気の低迷で物価の高騰と町民の生活は不安を懸念を感じ、地域貢献活動への参加意欲の減退は否めないものと感じまして、1問、地域貢献活動への支援について。①項、地域貢献活動ボランティア団体の個人の活動等を町は把握されているのかお伺いいたします。②項、後継者育成・活動継続に対して、支援施策はあるのかをお伺いいたします。②項目につきましては、特に活動継続について施策等お持ちであればご答弁願いたいと思っております。それに伴いまして、2問目、地域を支えるこの団体・個人等の活動が衰退いたしますと、町職員への活動意向が懸念されるかと思ひまして、昨年よりメンター制度というものを設けられていると思ひますが、2問メンター制度について。①項、町職員に対してメンター制度は導入されたが成果をお伺いいたします。以上、2問3項、3月の予算事業計画に沿った有意義な討議ができますよう壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

森田重義議員の第1問、地域貢献活動への支援についての第①項、地域貢献活

動ボランティアの団体・個人の活動状況等を、町は把握されているのか伺うとのご質問でございます。

町内において、地域貢献活動を目的とした団体の活動から、個人や地縁の集まりでのボランティア活動が展開されていることは、認識いたしております。

ご質問いただきました、地域貢献活動団体の詳細な内容や個人のボランティア活動の個別の状況までは、把握できていないのが現状でございます。

2番（森田重義議員）

地域貢献活動と一言でいいますと、今町長がご答弁いただいたとおり、幅広いものがございまして、なかなかそれを把握することが出来ないというご答弁でしたが、今現在、地域貢献活動という名のもとでボランティア、もしくは、団体等でご活躍されている項目は、私は4つの分類に分かれるかと思っております。

1つが、地域に即した地域貢献活動。今現在、自治会組織がそれに1番当たろうかと思っております。小さな部分になってきますと、本町も、ポイ捨て条例等でゴミ拾い等条例を作っているんですが、ご自分のご健康も兼ねてではございますが、ウォーキングを兼ねたゴミ拾い等もされているボランティアの方も存じ上げております。

2つ目は、教育。こちらに関しましても、読み聞かせ、小学校におきまして読み聞かせの方々、あと、PTAが一番大きな組織ではございますが、そういう方々と3問目③項目では、防犯、防犯パトロール隊、そういう方々のご活躍というものも地域貢献の一部ではなかろうかと思っております。

最後は、防災。これは消防団というものが一番地域貢献の団体としては当てはまるかと思っておりますが、そういうご認識は町長はお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

町長（石畑博町長）

今おっしゃいました部分は、幾分かのそういった費用と実費等の負担あるものの、そういった方々の支えの中で町が維持できているものと思っております。

2番（森田重義議員）

先日、福祉のまちづくりセミナーで町長が掲げられた縁ひろがれプロジェクトの中間報告会がございました。

2自治会の中間発表ではございましたが、今町長もおっしゃられるとおり、こういう地域を支える自治会と、そこが中心となって盛り上げていかないとという思いで、町長は、この事業を立ち上げられたかと思っておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

町長（石畑博町長）

縁（えにし）広がれのプロジェクト事業は、国の事業を申請する中でのそういった取組であって、持続可能な自治会、そしてまた持続可能な福祉の支援、そういった意味を含めて、町の中で、根占地区佐多地区、それぞれ対象のところを選んだ中でありますので、議員もおおいでになっておりましたので、いい形でこれが町内に広がっていければと、皆さんあの場でお話があった内容については、十分に皆さん納得されて、いい形でのセミナーになったというふうに感じております。

2 番（森田重義議員）

私も先ほどのセミナーを受講させていただいて非常に感銘を受けたところでしたが、ここで町長が中間報告ではございましたが、成果的なもので感じられたものと、あと、今後それを、ほかの自治会に広げるためには何が必要かと感じられたか、ご答弁いただけますか。

町長（石畑博町長）

来られてる方々が、会場いっぱいでもございましたので、こられた方は、皆さんじゃろうじゃろうと、納得して帰られました。課題もいろいろ出たり、その課題をそれぞれ2自治会の方々が、地域自治会等で、自分たちで何とか解決もしていこうというそういったですね、流れの話もありました。できることはやっていって、出来ないことは行政もお願いしたいということも、方向づけだったというふうに思っております。

「縁（えにし）広がれ」につきましてもですね、117のうちの2ですので、まだまだ対象のいろんな条件も違う自治会も多いことから、高齢化率の高い自治会、そしてまた、若いけど人口が少ない自治会とか、いろんな自治会等もある中では、今回の検証された部分も、成果報告をもとに、全自治会にこういったのがあったというまずはアピール、紹介していって、できることをやっていこうと、また今度は自治会ごとにできることは、今現在、地域担当職員が、スマイル補助等もやっておりますが、これもいろいろこの自治会の会長さん方の集まりであります自治会長会理事会等で、紹介したりして、新たに要望のあった分については対象としております。

特に地域の自治会が可能な、日常作業等については、地域内の美化活動等をされる中で、それぞれ自治会で必要な、資材を買ったりしていただいております。草刈り機の刃を買われたりとか、いろんなボランティアに対する一輪車を買ったりとか、そういったのは地域自治会の要望に基づいて、その枠の中で、そういった支援が出来ているというふうに思っておりますので、幅広く縁広がれの中身が、伝わるのが1番ですので、報告書をもとに、また、新年度自治会長等も代わられますけれども、そういった中で、ご紹介していって、幅広い活動の中で、地域でできること、そしてまた、町がすべきこと、そういった部分は、地域住民の方からのご意見を優先して、取り組んでいきたいというふうに思っております。

2 番（森田重義議員）

私も、縁（えにし）プロジェクト、この事業というのは、ここ議員の立場で質問させていただく中でも、自治会の存続というものを先に質問させていただいた中での取り組みということで大変評価はしております。

その中で、今回私が気付いたのは、今回このプロジェクトを打診した中で、やはり、先陣を切って立っていただいた町、社会福祉協議会、そちらの方がお声かけをした上で、自治会が改めてその問題点に取り組もうという姿勢でございました。ですから、私は、1つは、そのきっかけを与えていただくことがまず重要だと感じました。2つ目は、先ほど町長もおっしゃいましたが、自治会長が変わる事がほしい自治会では1年おきに自治会長はどこも交代されているようです。その自治会長が誰になられたかで、また全然この取り組みというのは変わってくるとい

うのを私も痛感しております。

今回の 2 自治会におかれましては、栗之脇自治会の会長さんがおっしゃいましたが、たまたま私になったからというお話も出たとおり、その時の自治会長さんによって取り組めるのか、取り組めないのか、先に述べた、出来ること出来ないことというものがはっきりと分かれてくるので、同じような支援というものは出来ないと感じております。

何が言いたいかと申しますと、その小っちゃな組織においても、リーダーとなっていていただく方を支援していただかないと、今後の存続というものは非常に困難なものになるかと思ひまして、今回、地域貢献活動というものに対して議論の場をいただいたところでした。

では、その必要性を踏まえた上で、②項目、後継者育成と活動継続に対する支援策はあるのか、答弁お願いいたします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

森田重義議員の第 1 問、地域貢献活動への支援についての第②項、後継者育成・活動継続に対して、支援策はあるのか伺うとのご質問でございます。

現在の物価高騰下におきまして、地域貢献活動やボランティア活動においては、少なからずその影響を受けていることが拝察されます。

また、現在の経済状況が先行きを見通しにくいことから、恒常的な補助制度を創設するタイミングではないと考えておりますが、このことから、現段階ではできる範囲での消耗資材など現物給付等が想定され、これによりまして活動団体や個人の経済的負担軽減を図ることにつながればというふうに考えております。

2 番（森田重義議員）

今時点では特段、施策等はお持ちではないということで、青パトを例にいたしますと、現物支給ということをおっしゃっていただいたとおり、ボランティア団体・地域活動、利益を目的としない団体におかれましては、実際、その現物支給というものが一番効果的だと私も認識しております。今回、私がご提案ご提言いたしますことは、その団体に対して助成金をくださいとかそういうご要望のもとではないということをおまじご理解いただいた上で討議いただきたいんですが、営利目的でない団体の方々が今実際困っているのは、原油の高騰、ガソリン代とかですね、先ほども浪瀬議員のほうから災害に対して燃料費の補助は出来ないのかというお話の議論ございましたが、このボランティアの方々にしましては、物価高騰だろうが変わらず活動を続けている中で、私が誰にでもかれでもこの現物支給等燃料の補助を出すものを提案してるわけではなく、今、先に述べた読み聞かせ隊・防犯パトロール隊、そちらにしましてはもう 10 年以上の活動を続けられて、10 年前にも後継者不足ということで、まだそれでも地域の為にと思いつつ頑張っている団体でございました。

私が今回ご提言させていただきたいのは、町といたしましては、この担い手はその団体で趣旨のもとで賛同いただいた方々を募っていただくのが理想かと思っております。その後支えをするためにボランティア登録制度とかそういうものをまずは創設できないのか、もし出来るようであれば、今現在でそういうお考

えがいただけるようでしたらご答弁いただけますでしょうか。

町長（石畑博町長）

冒頭に申されました部分でも、例えば、青パト隊の方々に例えますと、いわゆる活動費としては無いということで、例えば、前からジャガイモとかを作ってそういった活動をして利益を上げてそれを活動費にしたりとか、また地域自治会においては、サロン会とか、またその自治会の中でも色んな自治会の中に青年部とか色々な組織等もある中で、そういった方々が継続して、特に、若手の地域にいらっしゃる方々の活動をする組織としては、それぞれ自治会ごとにも色々な立場の組織がありますので、そういった方々の跡継ぎというのはその自治会ごとに跡継ぎという意味じゃないでしょうけど、そういった活動はやっていらっしゃるということでは認識しております、そういった方々の活動は、町も考えつかないような要望もあつたりしますので、必要と思った分はどんどんしていきたいということで、その意味が支援ということになると思います。

登録という部分では、組織の登録としては、これは大事なことでありますので、それはこれまでなかったことは実施をしていく形でしていきまして、あくまでもこのボランティアという部分では、強制であったりとか義務的にするものではありませんので、そういった部分は、また活動をされる方々の気持ちを大事にしていきつつ、そういった方々の活動が可能な限り末永く活動の流れが出来ていければということもこれも大変重要なことだと思いますので、繰り返しになりますけれども、義務でしていただくんじゃないで、その人の気持ちとして、町としても有り難い気持ちとお受けして支援をしていくことが大事というふうに思っております。

2番（森田重義議員）

組織に関してのボランティア登録というものはお考えがあると認識させていただきます。ボランティア確かに義務です。ある団体の方から、補助金が付いてしまうとやらないかんごっなってくっとおなあとというお声も実際承っております。

確かに、よかれと思って自分の自由な時間にそういう活動をするという意識の高い先ほど来言いますとおり、リーダー的存在になっていただく方がそういう方々です。ですから、金銭面とかそういうもので縛られるのも1つ大変なことではありましようが、私がこの登録制を謳っているのは、今後そういう後継者・担い手がなかなか育たないところ、今現在のそのボランティアに対してなかなか意識を向けられない状況下にある中を、組織としての後支えということでご提言させていただいているところです。

1つ先進事例で言いますと、青パト隊の燃料費の補助を鹿児島市のほうが昨年1月20日に行なっております。

一応、青パト隊の要件事項で1つ申し伝えることが、営利を目的としないということを前提に、青パト隊員への1台当たり年額24,000円のご支給をしているようです。この活動に関しましては、巡回報告等もしっかり作ってされているんですが、この24,000円の試算の計算方法は、週に1回活動を1年間行なった場合の回数を52回という計算で換算されているようです。

今現在の根占地区の青パト隊におかれましては、月3回は合同パトロールをしているという計算になりますので、大体年間で換算しますと1万4・5千円ぐらい

の鹿児島市の補助額という計算にはなろうかと思えます。

もう1つ、佐多地区にも、うみのこパトロール隊というものもごございます。なんですが、こちらの隊長にもこのコロナ禍でなかなか活動等も出来ないということも聞いておりましたが、1つは、佐多地区におかれましては、子どもたちが少なくなっていて、スクールバスを利用して、なかなか巡回をするにしてもおらんとあというのと、もう1つが、お仕事の都合上、活動がもう出来んがよという、佐多地区のうみのこパトロール隊におかれましては今活動休止状態という状態になっております。

私は、そのことも受けまして、今回、根占地区においてもそういう減少はどんどん起こりかねないという心配も思っただけの一応先進事例のご提言です。

もう1つ、先ほど義務化というのと登録制の提言をさせていただいたのは、先ほど個人でゴミ拾いをされてる方、その方のお困り事というのは、ゴミは拾ったはいいけども今度は捨てるのをどうしよう。今は近所の企業の方の産廃箱に捨てさせていただいているという状況下でございます。

もし、一応町民保健課のほうではそういうご相談等もあろうかと思えますが、もし、そちらのご説明等が出来るものなら今回ご答弁いただけませんかでしょうか。

町長（石畑博町長）

色んな資材等の提供については、既に行なっている事例もありますので、町民保健課長のほうに答弁させます。

町民保健課長（戸島和則課長）

ボランティアでゴミ拾いをされてる方々、善意活動で町内美化環境に取り組んでいただいておりますので、本当に感謝を申し上げたいと思えます。

ただいま議員のご質問でございますが、ボランティアで活動をしていただいている方々のご負担を少しでも軽減させていただくために、ゴミ袋につきましては、町において無償にて提供をさせていただきたいと思えますので、お声かけをいただければと思えます。

また、ボランティアによって集めていただきましたゴミにつきましても、活動付近の集積所に出されますと、その地域の方々から持込みゴミではないかと誤解されることも考えられますので、ご連絡をいただければゴミの置かれた場所まで回収にお伺いしたいと考えているところでございます。

なお、集められるゴミは、可燃・不燃混入で結構でございます。

以上でございます。

2番（森田重義議員）

今ゴミ袋に関しましては、無料で配布していただけるということで、先程来、登録制というものをご提言しているのは、今収集したゴミを収集所にやると持ち込みゴミとみなされるというお話のもとで、そういうボランティア活動の登録をいただいた方の名札なりボランティア活動の収集ですよというものを添えられるためにもそういう登録制は必要じゃなかろうかと思っております。

あと、収集いただいたのはまた回収にいただくということですがけれども、先ほど町民保健課長ともそういうお話をした中で、いつでもかんでもボランティア活動ですんで、いつ収集して、いつ取りに来てくいやいなというお電話をいただい

たら、今度は行政のほうも大変かと思っております。

ですから、収集場所とそのボランティアで収集したという明記できる登録札等と収集日も定めてその時に収集いただくというのが一番効率的ではなからうかと思っておりますので、そういうものも踏まえてご検討いただければと思っております。

では、先に返りまして、先ほどボランティアには4つということで、地域は今現在、自治会の活動で縁（えにし）ひろがれプロジェクトで、推進いただければと思っておりますが、教育関連につきましてのご相談ごととPTA活動の一環の中にはなってしまうんですけども、保健委員会等で外部講師を呼んで対応をしないといけないというご相談がございました。

今、これは郷の力芽事業でネオフラップのほうがそういう事業体を母体としておりますので、言い訳にはなってしまうんですけども、ここ数年のコロナ禍で各学校との連携が取れずにそういうご相談事というものがなかなか吸い上げられなかったというのが私は問題の要因かと感じております。

ここの保健委員会からのご相談事というのは、外部講師を呼ばないといけない時に、交通費で5万円という、良かれと思ってこういう講師の方をと呼び出したんですけども、東京から来られた講師の方で、一応5万円の交通費が発生しましたという、どうすればいいでしょうかというご相談でした。

私も長年PTA会長等も務めさせていただいて、保健委員会等は大体講師1万円等を頭に念頭においておりましたので、これはご報告です。今後、対応はネオフラップの郷の力芽事業等でバックアップができるかと思っておりますので、今後の事業計画等でも郷の力芽がそういうものも計画事項に上がってくるというものを念頭においていただければと思っております。

防犯に関しましては先ほどお話したとおりなんですが、防災に関しましては、町の幹部会等で町長にはご提言させていただいておりますが、活動等、今団員1人1人には個人に支給をされるようになって、団員1人に対しましては、だんだん改善されて消防団として活動する意義というものは芽生えてきつつあります。

でも、今度は団活動というものをやる中で、分団詰所・車両、その維持をするのにどうしても今までは団員1人1人から負担金というものを貰っておりましたが、それがなかなか個人にお出ししたということで回収が困難ということもお聞きしております。

先日の消防後援会のほうからも、住民から消防後援会費というものをいただいておりましたが、人口減に伴いその収入源というものがほとんど減ってきたというお言葉も町長もお耳したと思っておりますが、消防団のその対策につきましては、今現在、検討されてることとかございますでしょうか。

町長（石畑博町長）

消防団に限っては、前回の幹部会の中でお話が出ておまして、また、その後も他の各分団長の方々からも色んなご意見は賜っております。

先だっの会議の中での後のお話だったんですけど、今抱える一番難しいのが団員確保だということで、今、現団員にも厳しいことを言うと、もうにのくちゃやむっどというそういったのがあることが非常にあってなかなかだということもあります。

ある分団ででしたけれども、団員確保をするために地域の人たちを呼んでする

ことも結構あると、懇談という部分で団員に限らず若い人たちは来んかということもあつたりしますので、そういった消防の要員・団員確保を目的とした部分については、これは町も考げつくれんかということのご意見も賜っておりますので、今おっしゃいました活動の出た費用については、それは当然個人の部分でございますので、これまでその部分からある意味この天引き等をされてた経緯もありますので、必要という部分は分かって、今新年度に向けて、まず何からすべきかという部分は今当初予算の編成中ですので、それは今の現在段階の中で検討しているところでございます。

2番（森田重義議員）

消防団においても、個人に一応活動費は支給されてはおりますが、今現在も全国的にも今まで活動分団で所持しているお金の不正利用というものがまだ未だに絶えておりません。

ですから、これが一概に消防団に活動費を渡すとそういう問題がというものを防ぐためにも分団としても会計報告等いただくことが望ましいかと思っておりますので、そちらも踏まえてご検討をいただければと思っております。

先程来から支援をということで、ボランティアに対しての支援というものは、なかなか原資が生まれないものかと思っておりますので、これも1つの事例をお伝えしたいかと思います。

昨日のNHKのニュースでもあがってたんですが、今日の新聞のほうではちょっと取り上げられてはいませんでした。同じく、鹿児島市がふるさと納税をクラウドファンディング型ですねプロジェクトを4つに分けた形で、これ返礼品なしという形で行なっている事業です。

4つのプロジェクトの内訳を申しますと、待機児童をゼロにするために保育士への就職奨励金など、もう1つが、次世代を担うグローバル人材の育成。3つ目は、桜島に整備される新しい学校の魅力向上。4つ目が、平川動物園で飼育されておりますコアラのえさの安定確保というこの4つを、いずれも目標額1千万ということで、民間のふるさと納税サイトでふるさとチョイスで寄附を募っている状況です。

こういうふうに、去年の関東大隅会の際に、前商工観光課長にもそういう話を、私、ご提言したところでした。

本町の今、過疎高齢化で自治会組織もままならんとその出身者の方々にこういう形で、ふるさと納税的なものはできんかというものを、実際、このように鹿児島市のほうが、もう取組をされております。

もう1つは、鹿児島県のほうがですね、地域貢献活動応援プロジェクトということで、同じように、返礼品なしのふるさと納税型の給付金の募集もやっております。こちらにつきましても、企画課長のほうにも、ご提示しておりますので、そういう原資となるものを踏まえた上で、また、今後の予算組み等、地域貢献活動への支援に役立てていきたいかと思います。

では、次お願いします。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

10 : 59

～

11 : 07

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

森田議員の第2問第①項、町職員に対して、メンター制度を導入されたが、成果を伺うとのことご質問でございます。

令和4年度に実施した、庁舎内で働く全ての職員等を対象としたアンケート調査の結果に基づき、職場内の環境改善の一つとして、職員個々の対人能力、指導育成能力、職場内のコミュニケーション能力の、スキルアップやキャリア育成を目的として、メンター制度を導入したところでございます。導入することにより、相談できる体制が整ったことが1番の成果であると考えております。

2番（森田重義議員）

今現在メンターとなられている方は何名いらっしゃいますか。これ、あと、佐多支所のほうにもいらっしゃるのか、併せてご答弁お願いいたします。

町長（石畑博町長）

詳細は総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

メンターは何人かということでございますけれども、メンターにつきましては現在6名に委嘱をしているところでございます。佐多支所にいるかという部分では、現在はいらっしゃらないところでございます。

2番（森田重義議員）

このメンターの構成の役職等をお教えできればご答弁いただけますか。

総務課長（熊之細等課長）

メンターの、役職でございますけれども、グループ分けをしております。グループAとしまして、課長、参事。そしてグループBとしまして、課長補佐、主幹。グループCとしまして、係長、主査。グループDとしまして、主事をグループ分けして、委嘱をしておりますけれども、グループDの主事につきましては、現在、対象者がいないところでございます。

2番（森田重義議員）

令和4年度の昨年からなんですけれども、これは職員のプライバシーにも関わることと思いますが、この活用が、なされているのか、ご答弁だけ結構です。内容等に関しましては、問いませんので。

総務課長（熊之細等課長）

令和5年度でいきますと相談件数までは控えさせていただきますけど、全くゼロということではなくて、相談も実際はあるところでございます。

2番（森田重義議員）

今現在、件数等が分からない中ではございますが、さきに述べたとおり、私もプライバシーということで配慮は、重々承知でございます。

先にこのメンター制度についての私の考え方等、述べさせていただきますと、私も先に再任用職員、課長級を経験された方々が、そういう指導等は出来ないのかという、以前一般質問させていただいた中で、それに見合う、このメンター制度の導入と期待しております。

その中で、このメンター制度を有効に活用するために議論させていただきたいんですけども、9月の一般質問で幸福議員より、職員のご相談事で、一般質問があったかと思うんですが、町長がご答弁されたとおり、個人の人生設計の中では、離職というものは、非常に残念ではございますが、やむなきことというのも、認識は持っております。しかしこのメンター制というものの導入をした中では、そういう方々へのフォローというものも、実際できていたのかというものが一つ、残念なところでございます。

本町におきましても、人材不足ということで職員が、それを、知識と経験を持った者が離職してしまうというものは、非常に町としても痛手を被る、ことでございますので、このメンター制を有効に活用するために、今現在、時間と日時等、設けていらっしゃるのか、あと、メンターに対しての研修フォロー等はなされているのか、この3点を教えいただけますか。

町長（石畑博町長）

メンターについては、ある意味、ご自身が、僕はメンターとして、職場づくりでやろうという、そういった意識で手挙げでしておりますので、誰をとという部分で、指定はしておりません。ただ今さっきおっしゃいました退職した再任用職員、この職員については、4月1日辞令交付の段階で、それぞれにですね、その課の、例えば接客の指導とか、そしてまた考え方の指導、起案決裁等の指導、いろんな意味で、総合的な支援していただくように、辞令交付の折に、全対象者にそういったお話をしております。そういった効果は、十分出ているというふうに思います。

ただ退職の部分というのはそれぞれがもう、それなりに、家業を継いだりとか、そういった部分が新たなことをやりたいとか、そういった部分でのことでございまして、メンターに相談があった部分については、それぞれ、総務課長のほうで全て把握してアドバイスをしていく、必要であれば総務課長アドバイス等もですね、していく流れでございます。

指導の件については総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

相談日を決めて実施しているかということだったかと思えますけれども、相談につきましては、メールやLINE等でメンターに直接、依頼者から連絡が来て

おりますので、現在は相談日を特定せず、双方の都合がつく、時間帯で、相談場所等の相談者のプライバシーに配慮した形での相談に応じているところがございます。また、メンター職員の相談に伴う負担という部分では、研修しているかという部分では、メンターの役割であったり、相談の仕方であったりという部分を、メンタルヘルス委託業者をお願いして、研修等も実施をしております。

今後ともこういう研修等も開催しながら、負担軽減に努めていきたいというふうに思っております。

2番（森田重義議員）

メンター製の制度運用のルールとして3点、今総務課長のほうから、時間等は設けてらっしゃらないということで、デメリットの部分で業務時間内になると、私が何でメンターのフォローというお話をしたのかは、業務時間内にたいがい、ご相談を承っているかと思うんですけども、繁盛期にある中で、今度はメンターにも負担がかかるんじゃないかというところである程度の、受付の日時設定等は設けるべきではないかということでご提言です。

先ほど三つと言いましたが、秘密厳守というものは、これはもう1番の最前提ですけれどもあと、相談窓口をどのように今、LINEとメールという形で設けられてるということでしたが、最後に、もう一つは実施時間ですね。

メンター製の難しいところは、ちょうどメンター製を始められるという時にある、メンターに手を挙げられた方に私も以前の30年以上前ですけども、人事部のほうで一応研修等もかねて経験がございましたので、メンターのメンターになるからということで、今のこのメンター製というものは、職員の精神的なものも十分配慮してのメンター製というものになっていようかと思えます。

もう1つはOJTといいまして、今度は実務に関してのフォローの制度というものがございます。先に言いました、再任用の職員の方々に、このOJTというものを活用して、年に3回程度でも結構なので、繁盛期にならないのと、精神的に、考えられる、5月、9月、2月というような時期に、このOJTを活用して、そこで実務等の研修の中で、多分、大体職員の方が、お困り事というものがだんだん分かってくるかと思えます。それをメンターのほうに移行するというのが1番の得策ではないかと思ってます。先に戻りますけれども、先日の、セミナーの福祉のまちづくりセミナーで、講師の岩戸さんがおっしゃっていましたが、間違っていたら申し訳ございませんが、声をあげない。本当に困っている人は声をあげない。そいいうお話もしてございました。実際、私もその人事のときに痛感してございました。本当に困ってる人は、声をあげないで一生懸命自分で抱えて頑張ってしまうのが、それをフォローするのが、メンター製だと思っておりますので、そういうものに配慮しつつ、その特定のルールを、設けた上で、そのメンティーの方と、メンターの方、昨年、課長の方々も、異動が多く、初めての課ということで、先ほど、メンターでA B C D、おっしゃいましたが、Aの課長をフォローするのは、副町長、行政経験の長い方ですので、そういう方のフォローというものも副町長が、また、身をもってしていただけることが、望ましいかと思っております。あと、教育面におかれましては、教育長、十分、この学校問題というものは、数件、個別で私もご相談事の対応させていただいておりますが、子どもたちのことプラス保護者の方々というものに関しましては、非常にデリケートなものもございますので、教育長が率先して、今回のメンター製の成果等につき

ましては、なかなかプライバシー的なものがございしますので、深く、お話を聞けないということも、重々、承知であります。今の私からの提言、まずは、三つの秘密厳守と相談窓口、実施期間、ルールを定めるということと、ほかに、実務の支援をできる制度を設けられて、その吸い上げをできる体制を職場の方でとっていただければとご提言させていただきます。その根源は、先ほど来、言いますように、①項目で申しました地域活動の方々の活動困難になったときに、職員の業務負担というものはどんどん増えるというものが前提というものを、町長にご認識いただいた上で、もう1回、このセンター制度の有効活用というものにお取り組みいただければと思っております。

最後に町長からの、今のメンター制度と、来年また職員の配置等に関しまして、どうしてお考えかをお聞きして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

町長（石畑博町長）

大変職場内の部分に、いろいろご提言いただいて大変ありがとうございます。

今メンターは6名で、登録してはいますけれども、メンターという登録をしてなくて、メンターと同等のことを、各課長とか、在職年数の長い方々が、実際行っております。

特に、管理職、OBの方々が再任用の方もいらっしゃるわけですが、そういった方々も、週4日という勤務になりますけれども、その中では業務によっては、忙しい部分のところに休みを切替えた形で来ていただいたりとか、そういった部分の効果は、十分に出ているというふうに思っております。

ただ、相談する職員については、それなりにやはり表にいたくないとか、いわゆるメンターに相談に来てたとか、そういった部分をですね、公にはしたくないという部分のやっぱり相談が多いというふうに感じておりますので、メール、LINE等の部分が多いのは確かです。

改めて日時設定とか決めてしまうと、いってることへのですね、いわゆる本人に気づかない部分で、いろんな部分の話も出ていくというふうに思っておりますので、それが無い形でのメンターに相談しやすい環境は、つくっていくべきだと思いますので、今、議員がおっしゃいましたことを参考にして、職員が1番は、働きやすい環境を作るのが1番でございますので、今、月2回、1と15とですね、庁議をしておりますけれどもこの中でも毎回のごとく、職員の業務の質、量、そしてまた、疲れている職員はいないとか、職員に気配りをして、大きな事象になる前に、職員が言いにくい環境をですね、すぐ相談を受けて、解決に行くようにという部分は、毎回申し上げてるところであります。

そういった中で、今、職員数も不足しがちでありまして、急々に退職の意向の申出の方とかいらっしゃる中では、なかなか職員採用試験を行った中でも、応募者が少ないというのが実情であります。今般、また、1月試験も実施しますが、なかなかこの希望者等においても、ないところが現状でありますので、いわゆるもう国家公務員等も同じ感覚で、民間へ流れていくというのが、現状らしき話でございます。

そういった中でも、将来的に、町を担っていただく、そういった見極めをしつつ、採用試験等もしていかなければなりませんので、引き続きまたいろんな意味で、ご指導賜ればというふうに思います。今賜りましたご意見についてはですね、

十分、今後反映させて頂きたいと思います。
大変ありがとうございます。

2番（森田重義議員）

ぜひお取組みいただいて私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（松元勇治議長）

暫時休憩します。

11 : 25
～
11 : 43

（ 全員協議会 ）

▼ 日程第2 承認第3号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

議長（松元勇治議長）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 承認第3号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

承認第3号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてであります。

本件は、物価高騰に直面する低所得世帯に対する給付金、及び、台風6号による災害復旧事業に係る経費の執行について、緊急を要したため、去る12月1日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4千3百72万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億9千5百58万4千円としたものであります。

歳出予算では、支援給付金や工事請負費などの経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として国庫負担金、国庫補助金、町債などを計上いたしております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、承認第3号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。
したがって、承認第3号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

- ▼ 日程第3 議案第23号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- ▼ 日程第4 議案第24号 南大隅町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第3 議案第23号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例制定の件、及び日程第4 議案第24号 南大隅町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件について、以上2件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第23号から議案第24号までの2件について、一括して、提案理由の説明を申し上げます。
南大隅町下水道事業を令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用する下水道事業へ移行するための条例を新たに制定するとともに、関係条例の一部を改正するものであります。
ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。
2件一括して、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
議案第23号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、議案第23号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。
したがって、議案第23号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
これから討論を行います。
議案第24号 南大隅町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、議案第24号 南大隅町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 南大隅町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第25号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第5 議案第25号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第25号は、南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、南大隅町大泊海浜公園内の大泊海浜公園多目的交流施設の屋内照明の設置に伴い、町内・町外者にゲートボール等のスポーツやレクリエーション等のイベント施設として、幅広く活用していただくため、別表（第8条関係）の使用料の変更をしようとするものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第26号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議長）

日程第6 議案第26号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第26号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件についてであります。

本件は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和6年1月1日から施行されることに伴い、出産する被保険者の産前産後期間相当に係る保険税の軽減について所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議長）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

討論なしと認めます。
これから、議案第26号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議長）

異議なしと認めます。
したがって、議案第26号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第7 議案第27号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）について
- ▼ 日程第8 議案第28号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第11号）について
- ▼ 日程第9 議案第29号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第10 議案第30号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第11 議案第31号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（松元勇治議長）

日程第7 議案第27号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてから、日程第11 議案第31号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上5件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第27号から第31号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千4百27万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億3千9百86万2千円とするものであります。

歳出予算は、減債基金積立金、子ども第三の居場所開設事業、自立支援給付費、施設入所措置費、戸籍システム改修事業などに係る経費を計上し、歳入予算では、国庫支出金、繰越金、諸収入などを計上したものであります。

また、債務負担行為補正では、庁舎警備委託等、令和6年度の業務委託料等の追加を計上し、地方債補正においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第28号は、令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第11号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6千8百91万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6千2百39万1千円とするものであります。

今回の補正は、保険給付費等の精算に係る償還金等を計上するものであります。

次に、議案第29号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千53万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6千2百58万8千円とするものであります。

今回の補正は、介護給付費等の精算に係る償還金等を計上するものであります。

次に、議案第30号は、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、債務負担行為補正として、令和6年度の下水道施設管理業務などの委託料の追加を計上するものであります。

次に、議案第31号は、令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、収益的収入と支出をそれぞれ54万円追加し、補正後の予定額を、収益的収入3億1千6百40万円、収益的支出3億9百75万4千円とするものであります。

資本的収入と支出においては、それぞれ1百50万円を追加し、補正後の予定額を、資本的収入4百70万円、資本的支出1億24百20万7千円とするものであります。

今回の補正は、配水管敷設替え工事や人件費などに係る経費を計上したものであります。

また、債務負担行為補正では、令和6年度の水道施設管理業務などの委託料の追加を計上するものであります。

なお、詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等課長）

それでは、議案第27号、一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

まず、歳入のほうから主なものをご説明いたします。12ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金。13ページをお開きください。4節保育所等整備事業2千1百82万2千円の減額は、保育所整備事業の見直しにより計上いたしました。14ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金に財源調整として9千5百71万4千円を減額、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に前年度繰越金2億6千71万9千円、21款諸収入、3項雑入、1目雑入、1節雑入に子ども第三の居場所開設費助成金として5千万円を計上いたしました。15ページをお願いします。

22款町債、1項町債、5目土木債7千5百90万円の減額は、町道整備事業及び町道新設改良事業の見直しにより計上いたしました。

次に、歳出でございますが、主なもののみ説明させていただきます。17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、14目減債基金費1億4千5百36万円は、前年度繰越金の2分の1を減債基金に積み立てる、積み立てを行うものでございます。18ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、19節扶助費に自立支援給付費として1千8百万円。19ページをお願いします。

同款、同項、6目老人措置費、19節扶助費1千2百50万円は施設入所措置費として。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金に保育所等整備事業2千9百70万3千円の減額。子ども第三の居場所開設事業5千万円をそれぞれ計上いたしました。21ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費2千1百90万円の減額、3目道路新設改良費5千4百90万円の減額はそれぞれ町道事業の見直しによるものでございます。

次に、債務負担行為補正についてでございます。7ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正については、令和6年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、庁舎警備委託等計12件の限度額と期間の設定を追加するものでございます。8ページをお願いします。

第3表 地方債補正ですが、合併特例事業など4件の限度額を変更するものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第28号 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、歳出につきましてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費24万2千円は産前産後の保険税軽減に伴うシステム改修負担金として計上したものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金償還金6千8百66万9千円は令和4年度保険給付費交付金等の確定に伴う精算額として計上したものであります。

続いて、歳入でございますが8ページをお願いいたします。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金24万2千円はシステム改修に伴うために財源調整として計上したものでございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金6千8百66万9千円は、保険給付費等交付金等の確定に伴う精算金の財源として前年度繰越金を計上いたしました。

以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

次に、議案第29号、介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、歳出の主な補正からご説明いたします。13ページをお願いします。

5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金1千9百73万4千円は介護給付費等の前年度国庫負担金及び県負担金の精算償還のため計上したものでございます。

次に歳入でございます。8ページをお願いします。

第3款支払基金交付金、第4款国庫支出金、第5款県支出金につきましては、今回補正の歳入見込額の調整をそれぞれ行ったところであります。

同じく、8ページ下段の第7款繰入金から9ページの第8款繰越金については、今回補正の所要の財源として計上したものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎支所長）

議案第30号、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。3ページをお願いします。

第1表 債務負担行為であります。令和6年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、し尿処理場管理委託ほか2件の期間と限度額の設定を行うものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

建設課長（中村喜寿課長）

続きまして、議案第31号、令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。3ページをお開きください。

債務負担行為第4条でございます。

水質検査業務委託期間令和6年度、限度額1千3百30万円など計6件の委託業務につきまして、令和6年度に入りすぐに業務を始める必要があることから債務負担行為を設定するものでございます。4ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出からご説明いたします。

1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の20万9千円は水道施設の除草清掃委託料を、4目総係費の33万1千円は時間外手当の増額を計上しまして、収入の1款水道事業収益、1項営業外収益、1目他会計補助金に調整として同額を計上しております。5ページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出からご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目設備改良費に県道辺塚根占線配水管敷設替工事の工事請負費として1百50万円を計上しまして、収入の1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良企業債に設備改良費として同額を計上しております。

以上、ご審議、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

▼ 散 会

議長（松元勇治議長）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
12月22日は、午前10時から本会議を開きます。
12月15日は、常任委員会となっております。
本日はこれで散会します。

散 会 ： 令和5年12月13日 午後 12時07分